

岩手県告示第933号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、奥州市から送付のあった次の変更に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

平成30年12月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更に係る都市計画の種類及び名称

- 1 種類 都市計画施設（道路）
- 2 名称 3・4・17号齊の神竈神線、3・5・20号道合車堂線、3・5・21号南桜沢北上野線、3・5・22号向畑宝柳木線、3・5・23号向畑麦屋線、3・5・24号森御山下線、3・5・25号根岸西鍛冶屋線、3・5・27号三本木東中通り線、3・5・30号天文台通り西田線、3・4・32号橋本松長根線、3・4・34号中町小境線、3・4・35号下惣田境畑線、3・4・36号高畑佐野線、3・4・37号三百刈田天神堂線、3・4・38号本町境畑線、3・4・39号中堰観音堂沖線、3・5・40号南町大通り線、3・4・41号栄町向山線、3・4・45号新町線、3・4・46号駅通線、3・4・48号町、切赤面線、3・4・49号中央線、3・4・50号七日町裏向田線、3・4・51号駅東中央線、3・4・52号駅東通線、3・5・31号水沢流通団地線